

平成 19 年 4 月 25 日

19 情セ第 18 号

農林水産事務次官

小 林 芳 雄 殿

官民連携の強化に関する提言

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

代表 大 河 原 太 一 郎

当農林水産政策情報センターにおいては、平成 18 年度、「畜産分野における新たな政策推進手法の調査研究」を実施した。

この調査研究のうち、「官民連携の強化による農畜産業行政の推進手法に関する調査研究」(さらに小テーマとして「畜産分野における官民パートナーシップ」の構築に関する調査研究)、「畜産分野におけるパブリックインボルブメント手法の開発に関する調査研究」)について、このたび、内外の調査結果、及びこのテーマについて設けている調査専門委員会における助言等を踏まえ、中間とりまとめを行ったので、この中間とりまとめに基づき、今後の農林水産行政の推進について、次のように提言する。

1 新規業務等に係る官と民との連携の構築

小泉内閣以来、公的業務の民間開放が謳われているが、農林水産分野においては、今後、新しい業務、及び今後事務量が増えることが見込まれる業務については、どうしても農林水産省が全面的に対応しなければならないと判断される場合を除き、官と民との連携の構築による業務遂行に前向きに取り組むこと。

なお、官と民との連携の構築相手機関については、当該事業等が最も有効かつ効率的に遂行される可能性に基づいて判断すべきであり、これまであまり活用したことがない NPO のような機関であっても、適性があれば避けるべきではないと考える。

2 従来業務に官と民との連携を取り入れる場合について

農林水産省において従来公的機関側のみで実施してきた業務に関し、官と民との連携を構築して業務遂行を行おうとするときには、官の側、民の側、それぞれに利益がある場合でなければ、それまでの公的サービスの水準が低下したり、かえって非効率になったりしかねないので、無理に連携を構築するようなことはしないこと。

またこの場合において、従来当該業務に従事してきた職員の処遇については、十分な配慮を行うこと。

3 責任分担

農林水産分野において官と民との連携によって公的業務を遂行しようとするとき、事故などにより賠償責任が発生した場合に備え、連携を構築する際の契約書において、両者の責任の分担関係を明らかにしておくこと。またこの場合において、相手機関に対応する保険への加入を義務付けるなど、相手機関側も十分に責任を全うできる体制となるよう措置しておくことが必要であるとする。